

## 県有施設の「屋根貸し」による太陽光発電の参加事業者の公募 ～ 県立学校を対象とした「第2弾」の取組 ～

県では、平成24年7月からスタートした「固定価格買取制度」を積極的に活用し、太陽光発電の公共施設への設置促進と、太陽光発電の「新たなビジネスモデル」としての普及を目指し、全国に先駆けて県有施設（20施設25棟）の「屋根貸し」参加事業者を公募し、7月に4事業者を決定しました。

今般、平成24年度の買取単価42円/kWhを活用し、年度内の設置の拡大を図るため、「屋根貸し」による太陽光発電事業の「第2弾」を実施することにしましたので、お知らせします。

なお、前回の公募との違いは、対象施設を県立学校（20校29棟）に絞るとともに、提案項目として、使用料のほかに「県立学校の教育環境に資する提案」を加えて公募することにしました。

### 1 「屋根貸し」による太陽光発電参加事業者公募の概要

#### (1) 対象施設(資料1「屋根貸し」対象施設一覧)

- 県立学校 20校（高等学校 10校、特別支援学校 10校）
  - ※ 1棟の屋根の面積が概ね400㎡以上(第1弾は1,000㎡以上)の県立学校の中から、建物の耐震性や屋根の構造等をチェックし、「屋根貸し」に適すると思われる施設を選定
- 延べ屋根面積 17,640 ㎡
- 使用許可期間 最長25年間(発電事業期間20年に、設置・撤去工事期間を加算)

#### (2) 事業者の主な提案項目

- 太陽光発電設備の仕様、設置工事の工法及び工期
- 資金調達計画及び事業収支見込み
- 対象施設の目的外使用許可に係る使用料（年間100円/㎡以上の額を提案）
- **新** 県立学校の教育環境に資する提案

#### (3) 事業計画書の選考

提案された事業計画書について、県職員や外部の有識者で構成する選考委員会において評価を行い、事業者を選考します。

選考された事業者は、提案した事業計画書に即して太陽光発電設備等の詳細設計などを行った後、目的外使用許可を得た上で、設置工事を実施します。

## 2 今後のスケジュール

公募期間 平成24年10月26日（金曜日）から平成24年11月22日（木曜日）まで

事業者説明会 平成24年10月29日（月曜日）15時～16時

場所 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場

※ 事前の参加申込は不要です。

参加意向表明書の提出 平成24年11月14日（水曜日）～15日（木曜日）

事業計画書の提出 平成24年11月20日（火曜日）～22日（木曜日）

選考結果公表 平成24年12月中旬（予定）

## 3 公募要領

太陽光発電推進課のホームページからダウンロードできます。

**URL** <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0521/>

### [参考] 屋根貸し「第1弾」の概要及び進捗状況

対象施設 20施設（25棟）（うち高等学校14施設、特別支援学校1施設）

選考事業者 4事業者（平成24年7月10日決定）

発電容量計 約2,200kW

年間使用料 200円～315円/㎡（事業者からの提案による）

工事の進捗 工事着手済 6施設（うち2施設が太陽光パネルを設置済み）

今後着手予定 14施設（うち1施設が10月中に着手予定）

（問い合わせ先）

（「屋根貸し」太陽光発電事業全般）

神奈川県環境農政局

新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課

課長 山口 電話 045-210-4101

（「屋根貸し」対象の県立学校について）

神奈川県教育局総務部学校経理課

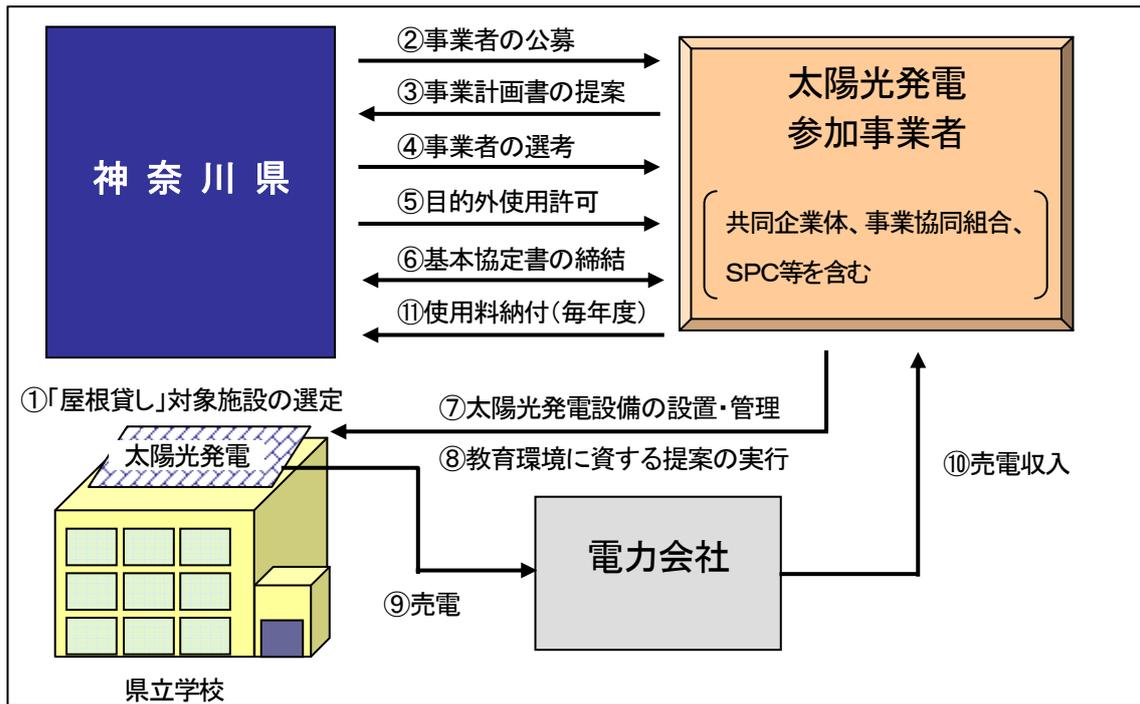
課長 井上 電話 045-210-8103

## 「屋根貸し」対象施設一覧

施設	棟	施設名	住所	建設年度	建物名	屋根面積 (㎡)	建物構造	屋根構造	屋根素材	防水処理	備考
1	1	鶴見総合高等学校	〒230-0031 横浜市鶴見区平安町2-28-8	1984	管理棟	500.0	RC-3	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 原沢 Tel045-506-1234 Fax045-504-8733
2	2	横浜国際高等学校	〒232-0066 横浜市内南区六ツ川1-731	1988	1号館	690.0	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 片岡 Tel045-721-1434 Fax045-742-9493
3	3	横浜修悠館高等学校	〒245-0016 横浜市内泉区和泉町2563	1982	B棟	550.0	RC-3	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 村田 Tel045-800-3712 Fax045-802-3773
4	4	平塚農業高等学校	〒254-0064 平塚市達上ヶ丘10-10	1989	科学・経済棟	500.0	RC-3	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 今井 Tel0463-31-0944 Fax0463-34-9384
5	5	厚木西高等学校	〒243-0123 厚木市森の里青山12-1	1984	西棟	500.0	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 石田 Tel046-248-1705 Fax046-248-7461
6	6	大和東高等学校	〒242-0011 大和市深見1760	1982	特別教室棟	760.0	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 水谷 Tel046-264-1515 Fax046-262-3655
7	7	大和西高等学校	〒242-0006 大和市南林間9-5-1	1986	2号館	460.0	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 土屋 Tel046-276-1155 Fax046-277-0681
8	8	座間総合高等学校	〒252-0013 座間市栗原2487	1983	中央棟	970.0	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 大井 Tel046-253-2920 Fax046-252-6020
9	9	綾瀬西高等学校	〒252-1123 綾瀬市早川1485-1	1984	A棟	400.0	RC-3	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 多田 Tel0467-77-5121 Fax0467-76-8199
10	10	吉田島総合高等学校	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島281	1991	第3実験実習棟	400.0	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 伊藤 Tel0465-82-0151 Fax0465-82-7684
11	11	鶴見養護学校	〒230-0071 横浜市鶴見区駒岡4-40-1	1982	A棟	400.0	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 野中 Tel045-573-4787 Fax045-584-8502
12	12	保土ヶ谷養護学校	〒240-0026 横浜市保土ヶ谷区権太坂1-8-1	1976	中央棟	650.0	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 荻原 Tel045-714-0126 Fax045-742-9716
13	13	麻生養護学校	〒215-0013 川崎市麻生区王禅寺303-1	2005	校舎棟	530.0	RC-3	陸屋根	コンクリート	アスファルト防水	事務長 谷口 Tel044-980-4850 Fax044-986-2517
14	14	武山養護学校	〒238-0313 横須賀市武3-35-1	1977	北棟	600.0	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 小堀 Tel046-856-5800 Fax046-857-6367
15	15	平塚養護学校	〒259-1215 平塚市寺田縄590	1979	2号館	500.0	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 古賀 Tel0463-58-0456 Fax0463-59-4248
16	16	湘南養護学校	〒254-0061 平塚市御殿4-14-1	1981	校舎棟	720.0	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 岡部川 Tel0463-34-7212 Fax0463-34-8707
17	17	鎌倉養護学校	〒247-0075 鎌倉市関谷566	1980	校舎(I期)	610.0	RC-1	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 森田 Tel0467-45-1482 Fax0467-43-4804
18	18	藤沢養護学校	〒252-0813 藤沢市亀井野2547-19	1979	南棟	640.0	SRC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 太田 Tel0466-82-8101 Fax0466-83-3520
19	19	伊勢原養護学校	〒259-1116 伊勢原市石田1390	1979	南棟	900.0	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 春口 Tel0463-93-7916 Fax0463-96-2457
20	20	座間養護学校	〒252-0024 座間市入谷2-314-1	1980	北棟	500.0	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水	事務長 清田 Tel046-255-2251 Fax046-252-5379
合計						17,640.0					

S：鉄筋 RC：鉄筋コンクリート SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

## 県有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業のスキーム



### 【神奈川県の役割】

#### ①② 「屋根貸し」対象施設の選定と事業者の公募

1棟の屋根の面積が概ね400㎡以上（30kW程度が設置可能と見込まれる面積）の県立学校の中から、建物の耐震性や屋根の構造等をチェックした上で、「屋根貸し」に適すると思われる施設を選定し、太陽光発電事業の参加事業者を公募（事業計画の提案を募集）します。

#### ④ 事業者の選考

提案された事業計画書について、県職員や外部の有識者で構成する選考委員会において評価を行い、事業者を選考します。

#### ⑤⑥ 県有施設の目的外使用許可と基本協定書の締結

太陽光発電設備を設置する事業者が、固定価格買取制度の買取期間（20年間）を通じて発電事業を実施できるよう、25年間以内（設置及び撤去工事期間を含む）での屋根の使用を許可します。  
また、「屋根貸し」による太陽光発電事業の実施に関する基本的事項（太陽光発電設備の設置及び管理、損害賠償及び不可抗力等）を定める基本協定書を、事業者との間で締結します。

#### ※ 県有施設の移譲等に伴う対応

施設の使用許可期間中に、当該施設を移譲や売却する場合などは、「屋根貸し」の継続を条件とするよう働きかけるとともに、太陽光発電設備を移設する必要がある場合は、移設に適すると考えられる他の施設を提示し、費用の全部又は一部を負担します。

### 【事業者の役割】

#### ③⑦ 事業計画書の提案と太陽光発電設備の設置・管理

県が提示した「屋根貸し」対象施設の中から、発電事業に適していると考えられる施設を選択し、事業計画書を提案します。選考委員会を経て事業者を選考された場合は、自らの負担で太陽光発電設備を設置・管理し、発電事業を実施します。なお、設備設置工事については、県内中小企業の受注機会の確保に努めていただきます。

#### ⑩ 使用料納付

発電した電力は固定価格買取制度を活用して全量を売電し、電力供給の拡大に寄与するとともに、屋根の使用面積に応じて、提案した使用料を県に納付します。

#### ※ 発電量や事業収支等の報告

新たなビジネスモデルの有用性を検証するため、設置した太陽光発電設備による発電量や事業収支の状況等を県に報告していただきます。